

議案第廿六号

町有財産の用途目的変更について

次の通り町有財産（土地）の用途目的を変更するものとする

一 土地の表示

東伯郡三朝町大字三朝多森崎八一四番地
宅地 百參拾坪五合四勺の内 二坪

二 用途目的

変更前 町長公舎敷地
変更後 町道敷地

三 変更の理由

町道株湯線拡張整備のため

昭和三十六年三月十一日提出

三朝町長 坂谷 雅巳

昭和十六年三月十七日原案可決

三朝町議會議長 加藤幸太郎

黒取 東伯郡三朝町議會議長印